

相続税の納税猶予に関する適格者証明願 添付書類

◆ 必須添付書類

- ① 証明願（別表含む）【2部】
- ② 位置図（案内図）【2部】
 - ・ 願出地のみ
- ③ おおよそ、三千分の一程度の縮尺のもの（都市計画図など）
 - ・ 願出地を朱線で囲む、マーカーペンで塗る等し、明示すること
- ③ 通作経路図（特定貸付の土地については不要）【2部】
 - ・ 自宅から全ての願出地までの通作経路を記入する
 - ・ ②と兼ねても差し支えない
- ④ 公図の写し【2部】
 - ・ 願出地のみ
 - ・ 法務局の公図、または刈谷市役所税務課の土地整理図、願出地が区画整理事業施工中の場合は刈谷市役所市街地整備課の仮換地指定図（ブロック図）
 - ・ 願出地を朱線で囲む、マーカーペンで塗る等し、明示すること
- ⑤ 営農計画書【1部】
 - ・ 別紙様式のとおり
- ⑥ 固定資産評価証明（固定資産名寄帳でも可）【1部】
 - ・ 写しで可
- ⑦ 被相続人の除籍謄本（除籍抄本でも可）【1部】
 - ・ 写しで可
- ⑧ 申請者の住民票【1部】
 - ・ 写しで可
- ⑨ 相続開始後に発行されたもの
 - ・ 相続開始後に発行されたもの

納税猶予の特例適用の農地等該当証明書【原本1部、写し1部】

※原本は証明書発行時に還付します。

※証明書は「まちづくり推進課」で事前に発行されたものを添付して下さい。
- ◆ 必要に応じて添付する書類
- ⑩ 委任状（願出人以外が提出する場合）
 - ・ 写しで可
- ⑪ 特例を受ける市町の適格者証明願（他市町において特例を受ける場合）【1部】
 - ・ 写しで可
- ⑫ 特例を受ける市町の農家基本台帳若しくは固定資産名寄帳【1部】
 - ・ 刈谷市以外の市町において特例を受ける場合に必要
 - ・ 写しで可
- ⑬ 仮換地証明【1部】・・・市街地整備課
 - ・ 願出地が区画整理事業施工中で、現在、仮換地である場合
 - ・ 写しで可
- ⑭ 一時利用地指定通知【1部】・・・土地改良区
 - ・ 願出地が土地改良事業施工中の場合
 - ・ 写しで可

◆ 個別書類（以下の①～④より該当するケースを1つ選択し、それぞれに記載されている書類を添付する）

※ 以下の添付書類は、写しで可

